

基発第0414007号

平成15年4月1日

都道府県労働局長 殿

労働省労働基準局長

(公印省略)

「労災特別援護措置について」の一部改正について

労災特別援護措置については、昭和48年8月9日付け基発第467号通達（以下「467号通達」という。）をもって実施してきたところであるが、今般、467号通達の一部を別紙のとおり改正し、本年4月1日から適用することとしたので、下記の事項に留意の上、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

1 改正の要点

- (1) 療養に要する雑費のうち入院療養者に係る額を月額57,580円に引き下げ、通院療養者のうち、その月における通院日数が7日を超える者に係る額を月額25,200円に、その月における通院日数が1日以上7日以下の者に係る額を月額23,200円にそれぞれ引き下げること。
- (2) 介護料の額を月額57,580円に引き下げるとともに、実際に介護に要する費用として支出された費用の額が57,580円を超える場合に支給する介護料の限度額を106,100円に引き下げたこと。

2 支給額の運用

前記1の引き下げは、本年4月以降の月に係る療養に要する雑費及び介護料の額について適用され、本年3月以前の月に係る療養に要する雑費及び介護料の額については、本年4月以降に支給する場合であっても、なお従前の例によること。

(別 紙)

467号通達の一部を次のように改正する。

- 1 別添労災特別援護措置要綱の6の(3)の「58,750円」を「57,580円」に改める。
- 2 別添労災特別援護措置要綱の6の(4)のイの「58,750円」を「57,580円」に、「25,400円」を「25,200円」に、「23,400円」を「23,200円」に改める。
- 3 別添労災特別援護措置要綱の6の(4)のロの「58,750円」を「57,580円」に、「108,300円」を「106,100円」に改める。